

香芝市公告

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の規定に基づいて買取り申出のあった生産緑地について、同法第 13 条の規定に基づき取得を希望される方への斡旋を行っています。

取得を希望される方は申し出て下さい。

令和 6 年 12 月 23 日

香 芝 市 長 三 橋 和 史

1 斡旋する土地

生産緑地の区域	買取申出日
香芝市狐井 346 番 1 香芝市狐井 347 番 1	令和 6 年 12 月 4 日

2 申出場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課

TEL 0745-44-3316

3 その他の事項

- ・ 買取り申出の日から 3 箇月以内に所有権の移転が必要です。
- ・ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による農地を取得できる方に限ります。
- ・ 農地を取得後は生産緑地として営農を継続していただくこととなります。